



2025年12月16日

各位

会社名 株式会社マーキュリー
代表者名 代表取締役社長 陣 隆浩
(コード番号: 5025 東証グロース)
問合せ先 執行役員総務人事部長 猪俣 秀徳
(TEL: 03-5339-0950)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2025年12月16日開催の当社取締役会（以下、「本取締役会」という。）において、以下の通り、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

1. 本自己株式処分の概要

(1) 払込期日	2026年2月20日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 80,500 株
(3) 処分価額	1株当たり 657 円
(4) 処分価額の総額	52,888,500 円
(5) 処分予定先及びその人 数並びに予定株式数	執行役員 4名 13,600 株 従業員 44名 66,900 株

2. 本自己株式処分の目的及び理由

当社は、2025年11月18日付「譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ」においてお伝えしました通り、同日（2025年11月18日）開催の取締役会において、執行役員及び従業員（以下、「割当対象者」という。）に対し、本制度の導入によりインセンティブを付与することで、割当対象者の経営への参画意識をより醸成するとともに、中長期的かつ持続的な企業価値向上に向けた主体的な行動を促すことを目的とし、新株式を発行（本開示資料において「発行」という。）又は自己株式を処分（本開示資料において「処分」という。）する方法により一定の期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと及び当社による無償取得事由等の定めがある当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」又は「譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式」という。）を割当てるための報酬を支給する制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

本制度の概要等については、（1）、（2）の通りです。

(1) 本制度の概要

本制度では、割当対象者は当社が譲渡制限付株式の割当のために支給する金銭債権の全部を現物出資財産として当社へ払込み、当社はその対価として譲渡制限付株式を割当対象者へ割当てますが、本取締役会において、割当対象者へ割当てるために譲渡制限付株式として処分する当社普通株式の総数を 80,500 株、1 株当たりの払込金額を本取締役会開催日の東京証券取引所における前取引日（2025 年 12 月 15 日）の当社普通株式の終値である 657 円とし、特に有利な金額とはならない範囲で処分することを決定しております。

また、本制度に基づく譲渡制限付株式の割当に当たっては、当社と割当対象者との間で概要（2）の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結するものとし、その内容としては、①割当対象者は、一定期間、割当契約により割当てられた譲渡制限付株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が譲渡制限付株式を無償で取得すること等が含まれております。

なお、本制度に基づき当社が譲渡制限付株式として発行又は処分する当社普通株式は、希望する割当対象者に対してのみ割当てるものとしております。但し、希望する割当対象者が、当社が発行した新株予約権の内、第 5 回、第 6 回、第 8 回、第 10 回、第 11 回の新株予約権の割当に関する契約を締結している者で、且つこれら新株予約権のうち未行使の新株予約権を保有している場合には、当該未行使の新株予約権をすべて放棄することについて承諾することが割当の条件となります。

また、発行による希薄化の規模は、2025 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数 2,744,000 株に対し 0.029%（小数点以下第 3 位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

(2) 割当契約の内容

① 講渡制限の内容

割当対象者は、2026 年 2 月 20 日から執行役員又は従業員の地位のいずれをも喪失するまでの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、割当契約により割当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」という。）。

② 講渡制限の解除

当社は、割当対象者が、2026 年 2 月 20 日から 2031 年 2 月 19 日まで（以下、「役務提供期間」という。）の間継続して執行役員又は従業員の地位のいずれかにあったことを条件として、本割当株式の全部について本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、役務提供期間が満了する前に、取締役会が正当と認める理由により割当対象者が 執行役員又は従業員の地位のいずれをも喪失（死亡による地位喪失を含む。）した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。なお、当該譲渡制限を解除すべき時点において、本割当株式が割当てられた日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本割当株式が割当てられた日が当該事業年度開始後六月以内の日である場合には半期報告書とし、以下、「有価証券報告書等」と総称する。）が提出されていない場合には、有価証券報告書等が提出される日をもって譲渡制限を解除するものとする。

③ 本割当株式の無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において②の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。また、役務提供期間が満了する前に、取締役会が正当と認める理由によらずして、割当対象者が執行役員又は従業員の地位のいずれをも喪失した場合、その他一定の事由が生じた場合には、当該事由発生時から速やかに本割当株式の全てにつき当社が無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

①の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が株主総会（但し、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。なおその結果、解除されていない本割当株式は、当社が無償で取得するものとする。

⑤ 本割当株式の管理

割当対象者は、株式会社SBI証券に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する専用口座を開設し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式の全部を当該専用口座に保管・維持するものとする。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年12月15日（本取締役会開催日の東京証券取引所における前取引日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である657円としております。これは、本取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上